

農政改革特命チーム第6回会合

平成21年3月18日(水)

農 林 水 産 省

午後5時00分開会

針原チーム長 定刻となりましたので、ただいまから農政改革特命チーム第6回会合を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、ご多用中にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日は、所用により、経済産業省の石黒さん、総務省の鈴木さんがおくれて参加されるということでございます。

これまでヒアリングや施策の検証を行ってきました。その前回の会合終了時に、私から事務局に対して、これまでヒアリングや施策の検証を通じて明らかになった論点といいですか、指摘された問題について耳を澄ませてこれまでの指摘をまとめて、項目別に落としてくださいということをお願いしました。

本日、私から冒頭そのことについて簡単に触れたいと思います。その上で、先般の経済財政諮問会議におきまして石破農林水産大臣が説明された重点プロジェクト、それからかつてから宿題になっておりました加工流通、それから新規就農、耕作放棄地などの農地制度の問題について資料がまとめられておりますので、それを聴取いたします。その上で議論を行いたいと思います。

なお、前回施策の検証に用いました資料も参考までにお配りしておりますが、本日はかなりの広い範囲の議論になると思いますのが、前回少し論点も出ましたが、2回にわたって議論をお願いすると言っておりました農地制度との関係につきまして、きょう国会に提出された法案の説明もございますので、まずその部分に区切って突っ込んだ議論を行い、後半はそれ以外の論点について論議を行っていきたいと思っております。

本日の会合は午後7時までを予定しております。よろしくお願いいたします。

まず、資料1をごらんいただきたいわけですが、ヒアリングなり検証を通じて、議論は余りこのメンバーやアドバイザーの先生方との間ではしておりませんが、ただ質問という形も含めると、相当たくさんの論点が出てきております。それをまとめると資料1のようになるわけでございますが、これはご指摘を裸のままここに投写したわけでございます。それだけでも10ページぐらいのページ数になるかと思いますが、どんな議論が今まで行われていたかということを見るために、簡単に私から紹介したいと思います。

まず、検討するに当たっての基本的視点に係るような問題が指摘されております。例えば、消費者や一般国民が納得できる形で現場が元気になるようにするべきだとか、農業は

持続可能性の維持すら危うい状況にあるというような問題、それから下のほうに行って、政策はあらゆる角度から検証、見直しが必要であると、それから真ん中辺は、地域性という指摘もありました。地域ごとにいろんな細かな仕組みづくりが必要になってくるとか、地域によって違うので、国の施策のあり方、地方公共団体の施策のあり方、どこまでだれにお願いするのかという指摘もありました。それから、その中で、その時々で必要な施策を実施しているので、なぜ今、政策の大転換が必要なのか、そこはもう少し詰めて考える必要があるんじゃないかというご指摘もいただいております。それから、消費者負担とか納税者負担の問題も出てきておりました。他方で、そういうようなレッテルを張ったような議論だけで済まされない。ここは、なぜ政策の見直しが必要なのか整理していくということとも関係するんですが、そういう議論もあったかと思えます。

それから、消費者に信頼される農政のあり方ということで、消費者団体の方からは、生産者と消費者が協働できる農政にする必要があるとか、その次のページに行きまして、女性の視点の問題、補助金が少し整理が必要じゃないかという問題が指摘されております。

食品の安全性の問題につきましては、ここにいろいろ書いてありますが、リスク管理についての認識をもっと持つべきではないか。それから、他産業並みの安全・安心を担保すべき、あるいはフードチェーン全体を見据えてこの問題を考えていくべき等々の指摘がなされております。

食料自給力の問題でございますが、消費者の方からは、世界的な問題も含めて食料自給率を上げることの重要性が指摘されておりますし、米の消費減少に歯どめをかけるべきであるというようなご指摘もありました。次のページに行きまして、自給率はさまざまあるということを知りやすく説明する努力が必要だと。また、農地、担い手、技術、そういう個々の要素といいますが、そういうものを目標として自給力を確保する必要があるというような指摘が行われたわけです。

本日の議論とも関係しておりますが、担い手の育成・確保の問題につきましては、ヒアリングにおいて規模拡大の限界という指摘も行われております。他方で、効率性はやはり重要であるという論点も出てきております。それから、個人農業は限界にあり、農業法人、集落営農育成といった道が必要だと。それから、農業参入のためには所得というのが重要であると。それから、雇用による就農というものにも目を向ける必要があるという指摘もございました。次のページへ行きまして、大規模農家をきちんと支えると、そういうようなことが重要だ。あるいは、現在行っております水田・畑作経営所得安定対策の問題点も

指摘されました。これに対しては、農水省から一定の政策的な説明もその後行われております。それから、農業に参入するまでのいろんな経緯、ルートと申しますか、それを分析して対策を進めていくべきではないかということも指摘されております。

農業所得の問題についても、かなり出ましたので項目を挙げております。その中では、販売価格と生産量を拡大していく必要とか、食品加工、観光といった事業拡大、付加価値をつけること、そういうことも必要だと。それから、いろんな類型ごとにパターンがあるので、パターン化してから検討する必要がある。また、前回でございますが、安い価格の需要にどうこたえるかという点、これが少し欠如しているんじゃないかというご指摘もあったかと思えます。それから、農業の現場にイノベーション、マネジメントを進める人材が足りない。次のページに行きまして、副業的な生産者が生産する農作物の供給量の増加が、頑張っている専業農家のほうに影響を与えているんじゃないかと。それから、曲がったキュウリ、形の悪いトマト、こういうものも所得の道だという、これも複数回指摘が行われたかと思えます。

農地の問題でございますが、所有と利用の分離、農地の面的集積、耕作放棄地の解消、転用規制の厳格化、この4つの点について、生産者団体から指摘が中心だったかと思えます。中には、転用期待のために生産者が農地を保有していると、これを議論の出発点にすべきではないかという指摘もございました。それから、株式会社の参入の問題も何回かご指摘をいただいております。

その次でございますが、生産・流通施策としては、これは生産調整の問題が何回か出ました。その成果が上がっていない、あるいは担い手問題などは米が一番弱い現実、それから、もう少し踏み込んで言えば、作物選択の自由度を高めて、国民合意を得ながら直接支払いの形で補てんしていくという形の制度も紹介されております。それから米の価格、いろんな場合分けをしたシミュレーションをすべきというご指摘もありました。それから、それ以外の生産面では、国産飼料の問題、有機栽培の問題、収益がある経営体の参入のあり方をモデル的にやってはどうかということも指摘されております。この関連で言えば、これは所得のほうに入ってもいいのかもしれませんが、とりあえずその次のページ、流通の問題なども指摘されておりますので、一応その塊はここに整理しております。場所がここでいいかどうか、またご意見をいただきたいと思います。

それから、農山漁村対策につきましては、多面的、機能的な意見がかなり出ております。自然環境、景観、空気、水といった問題、それから中山間の農業はどのように支えるべき

かといった問題や地産地消、それから生活環境、そういった言葉もかなり出ております。

8ページに行きまして、連携軸の強化としてまとめておりますが、農業だけで改革なり施策のあり方を進めるわけじゃなくて、関連する産業との連携という指摘が、これはかなりあったかと思えます。農業と食品加工業とのコラボレーション、そのための人材の育成、それから子供のうちから農業を見詰める機会、このような教育との連携と申しますか、それから農商工連携の話もかなり出たかと思えます。

それから、新しい分野の開拓、耕作放棄地を解消するようなプロジェクトとか、二次産業と一緒にやっているようなプロジェクト、あるいはバイオマスの問題も指摘されております。

9ページに行きまして、その他としてWTOとの関係につきましても幾つかのご指摘がありました。

10ページ、11ページは、これは事前に皆様にお配りした際に、こういう視点も必要なんじゃないかということで、これはその場で出ておりませんので説明いたしません、追加してご指摘を受けたものもございませう。こういうふうに整理しますと、静かな形ですけれども、かなりの指摘が今までに行われたということが、私も改めて実感した次第でございます。これはここに置いておきまして、今後議論しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、先般の経済財政諮問会議で石破大臣がプレゼンテーションされたわけですが、これは成長戦略を検討するに当たって、重点的なプロジェクトを紹介してほしいというご要請があつて発表したものでございませう。

今城政策課長からお願いいたします。

今城大臣官房政策課長 それでは、資料2という横長の「農業・農村の潜在力を活かした新たな挑戦」という表題の資料2でございませう。これをご説明いたします。

おめぐりいただきまして、農業・農産の潜在力というものは、これですべてかどうかという議論は当然あるんですけども、この6つにおくくりしてお示しをしております。左上から耕作放棄地、それからエネルギー、バイオマス資源、バイオテクノロジー、情報通信インフラ、食品廃棄物という形で整理をしております。

例えば耕作放棄地でございませうが、39万ヘクタールということで大きいわけですが、これを仮に作物を植えたとすれば、平均で1ヘクタール当たり102万円を算出してありますので、農用地区域の中に12万ヘクタールぐらゐの耕作放棄地があるということで、

それを優先的に復旧させなければいけないんですが、仮に10万ヘクタールでやれば1,000億円の農業生産が見込まれるということになるわけでございます。

それから、エネルギーでございますが、これも耕作放棄地のうちかなり復旧が難しいところもございまして、それを4万ヘクタールだというふうにした場合、そこに例えば太陽光パネルを設置した場合には、試算でございますけれども、年間240億キロワットアワーという発電量、これは650万世帯分ということで、東京都の世帯が616万世帯でございますので、それを上回る発電量が供給できるというような潜在力があるということでございます。そのほか、水力発電については、赤字のところを書いてあるほかに、農業用水路等に未利用の水力エネルギーということで、今小さい水力、小水力発電というものも行われております。

それから、バイオマス資源ということで、これは我が国は年間3億2,000万トンの未利用バイオマスというものが発生しております。バイオマスと申しますのは、稲わらですとか家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等々のものを指すわけでございますが、これも全く仮にの計算ですが、これをすべて発電に使った場合には年間600億キロワットアワー分、1,600万世帯ということで、関東全域で1,800万世帯でございますので、それに近い世帯数がカバーできる電力消費量が賄えることになるわけでございます。原油に換算すると1,600万キロリットルということで、我が国の輸入量の6.5%がセーブできるというような計算になります。

そういうようなこともございまして、右上ですが、バイオテクノロジーということで、これはスギ花粉症患者は3,800万人と推定されております。3人に1人でございますのでかなりの数でございますが、支出されている医療関連費ということで、約2,300億円という数字がございまして、このことに対しまして発症を抑制する、実はもう実験段階ではできております花粉症緩和米、これは薬として恐らく販売することになるとは思いますが、そういうものに販売の活路を見出すというようなこともあるわけでございます。

それから情報インフラ、食品廃棄物と、詳しくは説明を省略しますが、そういうものを有効活用するということで、農業・農村がまだ活用されていない資源、こういうものにまだまだフロンティアがあるということではないかということでございます。

2ページ目でございますが、これは特にやはりこういう技術、こういうものをベースとしたことでいろんなブレークスルーが図られるということで、緑と水の環境技術革命と銘打っておりますけれども、その中でバイオマス新産業創造プロジェクト、それからアグ

リ・ヘルス産業開拓プロジェクト、未利用エネルギー活用プロジェクトという形で例示をさせていただきます。

最初のバイオマス新産業創造プロジェクトということでございますが、これはちょっと飛んで恐縮なんです、ページが別になっております。参考資料編のほうの2ページのほうに飛んでいただきますけれども、下のページでございますが、ここに緑と水の環境技術革命に用いる技術例ということでお示ししておりますけれども、素材部門・医療品部門、燃料・プラスチック部門、電力・ガス部門というふうに便宜分けておりますが、例えば素材部門とプラスチック部門の真ん中に両方にかかっておりますけど、亜臨界水処理技術を応用した木質バイオマスということで、そこからこの分解システムを活用すると、いろいろな有益な物質に分解されるということでございます。

この亜臨界水とは、水に高圧をかけることで通常の沸騰温度を超えた374度という高温で液状を保っている水でありまして、これで有機物が溶けやすく、また素早く低分子まで分解することができるという技術でございます。これによりまして、今現在はトウモロコシからキシロオリゴ糖、これはちょっと字が小さいんですが、真ん中のピンクですね。こういうものがメタボ対策に効果があるということでつくられておりますけれども、これを木材をこの亜臨界水で処理することによりまして、同時にエタノールですとか、それからバイオプラスチックの原料というようなものも製造できるというような技術でございます。

さらには、その左側に小さい字でナノカーボンと写真のところでございますけれども、このナノカーボンという技術と申しますか物質でございますけれども、これもいろんなことに応用できる可能性がございます。

ナノカーボンとは、炭素のみで構成される粒子でございます。1億分の1メートル程度、1ナノメートルということでその名前がついておるんでございますが、このナノカーボンを樹脂などに添加することで強度が向上するということで、製品を軽量化したり、または電子機器に塗ったりすることによりまして導電性が高まると、電気を通しやすくなるというような機能もございますので、携帯電話ですとかモバイルパソコン、そういうものに対する応用というようなものも期待されておるわけでございます。このように、今、化石資源からできているものを木材から作り出すことができるという技術でございますが、そういうものに十分期待を持てるのではないかとということでございます。

それから、1ページめくっていただきまして、4ページ目のところです。これはアグリ・ヘルス産業開拓プロジェクトのご紹介でございますけれども、先ほど花粉症緩和米と

というお話をさせていただきましたけれども、花粉症は、ご承知のとおり、杉の花粉にアレルギー反応を起こすという現象でございますが、これを杉花粉タンパクの一部を米に遺伝子組み換え技術を駆使して埋め込みまして、それで入れ込んだということでございます。

したがって、この花粉がいわゆる飛び始めて症状が出る数週間前から毎日1合ぐらい食べると、俗に言う体がなれるということ非常に、平たく言うとそういうことなんですけれども、それで花粉症の発現が緩和されるというような機能が期待されておりました、マウス実験では既に効果が確認されているというところでございます。これをつくるに際しては、非常に機密性が高くてしっかりとした工程管理ができるという植物工場の閉鎖的な中でつくるといようなことが最も効果的でございますので、そういうことを植物工場を進めていくといような可能性がございます。

さらに、その右側で昆虫工場と書いておりますけれども、これは例えば蚕、日本ではもちろん養蚕技術は最も古い先進的な技術であったわけでございますけれども、その蚕がつくる絹糸を人工血管、この素材として使うことによって、人体にも非常になじみやすいといようなものができるわけでございます、今はポリエステル製でつくられておるわけでございますけれども、そういう技術によって人工血管といような分野もこの蚕からつくり出すことができるということで、昆虫工場といようなものも可能性としてあるのではないかとございまして。

さらにその下に、人工血管の写真の下に蛍光絹糸といふように書いてありますが、これは、この前ノーベル賞を受賞されましたボストン大名誉教授の下村さんが、光るクラゲといようなもので有名になっておりますが、そのクラゲの遺伝子を蚕に組み込むと、こういう蛍光的に光る絹糸ができるといようなこともできるわけでございます。これはブライダル衣装ですとか、そういうところにも応用がきくのではないかとございまして。

例えばといことでございまして、そういうようないろんな可能性があるといことで、その上の3ページをごらんください。3ページには、現状と10~20年後といことで左、右で書いてありますが、今ご紹介したようなさまざまな技術革命を使ったプロジェクトで、現在素材部門、医療品部門、燃料・プラスチック部門、電力・ガス部門、それぞれ数字を合計いたしますと60兆円程度の市場規模がございまして。これを実用化なり進めていくことによりまして、10年から20年後にはその1割程度の新産業が創出されるという仮定を置きますと、大体当然6兆円といような産業を創出することも可能であると、こ

うというような見込みというか可能性があるということでございます。

そういうことを通じて、農林水産業、それから農林水産物を基軸としたいろんな可能性があるということにつきましてご紹介をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

針原チーム長 ありがとうございます。

今のところで、耕作放棄地解消プロジェクトはわざと説明されておりませんが、多分、これは後ほど農地法の改正の説明を受けた後、この資料を見ていただくとわかりやすいと思いますので、議論のときにちょっと振り返りたいと思います。

それでは、流通確保の問題について、生産局の小栗審議官、お願いいたします。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 資料の3をごらんいただきたいと思います。

前回、生産動向をご説明したときに、国産が輸入に押されている部分ということで、加工なり業務用の部分があるわけございまして、そういったところを何とか対応していくべきだというご意見もいただき、また取り組みの方向についても口頭でご説明いたしましたが、改めて資料を作成しましたので、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

めくっていただきまして1ページ、これは全体の生産額に占める加工分野なりのウエート、よく言われることでございますけれども、左側で国内生産が12兆とか、また生で輸入されるものが3兆と、そういったオーダーに対しまして、それが生食用、加工用あるいは外食用というような幾つかの工程を踏まえまして、最終的に右側の消費段階になりますと、合わせて80兆円の市場規模になるわけございまして、そのうちの生鮮品は18%余ということで、加工品が約5割、外食分が約3割というようなウエートを占めているわけございます。

次の下のほうを見ていただきたいんですが、2ページでは、それを一部分クロスセクションで見ると、国産農林水産物の用途別仕向割合というふうなグラフがございまして、国産品のうち約6割が直接消費をされているわけでございますけれども、食品産業仕向け向きに加工仕向けなり、あるいは外食仕向け、合わせますと35%と、約3分の1がそういったような加工向けに、企業向けに送られているわけでございます。

また、受け手の側のほうから見ますと、その下でございますけれども、食品製造業の加工原材料調達割合というのを見ていただきますと、輸入のほうなり輸入一次加工品があるわけでございますが、やはりまだまだ国産の農水産物が占める割合が6割以上あるわけでございますので、この国産の供給あるいは受け手側の加工品、企業側の受ける対応という

ことで、この両方の観点から、何とか国産原材料をうまく消費されるように供給をしていこうということで、右側の21年度の予算措置というところを見ていただきたいんですが、一番上に国産原材料の新たな供給連鎖（サプライチェーン）構築ということで、前回は新年度からそういった予算の強化もしていくところですよというご説明をいたしました。国産原材料の安定的なサプライチェーンの構築のために、産地から食品流通・製造業者と一体的な取り組みの支援をしていきたいということでございまして、めくっていただきまして3ページにそれを少し詳しく整理しております。

中間事業者という概念で一応整理をしておりますが、中間事業者を介して、契約などに基づきまして安定的に供給をしていこうということでございまして、従来の流通、卸売市場などを通して、委託といった形で市場からまたそれを販売されて、食品企業が買っていくという間接的な流れのほうが従来でございましたけれども、これを何とか食品企業側のニーズ、消費者側のニーズをしっかりと産地側に伝え、またそれに応じた加工なり業務用向けの生産体制を構築していくということで、全体を連携した形の供給体制にするために、真ん中に中間事業者というものが要るんじゃないか。

もちろん、これはかなり象徴的に一つの独立体として掲げておりますけれども、生産者側がその機能を持って、卸売企業が持っても、あるいは外食企業が持ってもいいわけですが、中間的な機能を置きまして、川上側に川下側のニーズを伝達し、必要があれば産地間リレーによる安定供給、あるいは実際のニーズに応じた一次加工まで産地側のほうでやるといったような総合的、連携的な機能をウツタエテ又ケたいということで取り組んでいきたいというふうに思っているわけでございます。

以下、3ページ以降は、現在までもそういったいろいろ先進的な取り組みがございしますので、野菜、果物につきまして、何点か代表的な取り組み事例をご紹介をしたいと思います。

まず、冷凍枝豆でございますが、これは北海道の農協が主体的に取り組んでいる事例でございます。冷凍枝豆、現状は台湾などから輸入が多いわけですが、これを北海道で大規模に生産することによって安く供給をしていくということで、真ん中にN農協と書いてございますが、収穫しました枝豆を液体窒素によりまして4時間以内に急速冷凍するというので、おいしさを生かしたまま長期貯蔵ができるということで、まずは収穫後、一次処理をした上で1年間冷凍保管できますので、順次調整をしながら通年供給をしていくという体制でございます。

また、生産面におきましても、枝豆につきまして収穫期、ハーベスターで枝豆のさやをそのままこそぎ取るような効率的な収穫機を導入いたしまして、そのままばら荷積みをして調理加工施設に供給するといった形の、安い、生産コストを下げた形での大量生産ができるということで、かなり価格を下げた形で、もちろんまだまだ台湾産の枝豆と比べますと倍ぐらいの値段なんですけれども、ある程度競争できるもので品質のよい冷凍枝豆を供給しているということで、最近急速に供給量をふやしている例でございます。

めくっていただきまして5ページが、これはキャベツの例でございますが、キャベツにつきましても、これは加工用に応じました機械化収穫なり機械化定植、そういった形で効率的な生産体制を組みながら、また一方で、食品業者向けの簡易な出荷客に応じた取り組みをしているということでございます。

以下、次のページはカット野菜、これはK荷受組合ということで書いてますが、卸売市場の会社が合わせましてカット野菜の工場をつくりまして、そこに安定的に実需者向けの供給をするような体制を組んでおりまして、生産地側もそれに応じた対応をしているという例でございます。

次をめくっていただきまして事例の4は、今度は農業生産法人がみずから加工用の工場まで持ちまして、付加価値をつけて供給をしている例でございます。

以下、次の5番、6番が果実でございますけれども、5番が果汁用のリンゴでございますが、これは普通の生食用が、今ほとんどふじ、立派な大きなリンゴを供給するというのが普通でございますけれども、果汁用ということになりますと、昔懐かしい紅玉のような小玉で、ただし酸味が強いもの、これを大規模に粗放的につくることによりまして、摘果というようなこともしないし、収穫も機械を使って木を揺すって収穫するといったような形のごく粗放的な生産をしながら、ジュース向けの紅玉という品種を供給することによりまして、安定的に取り組まれている例でございます。

最後でございますが、これは加工用のクリということで、岐阜の旧中山道のしにせの和菓子屋が栗きんとんでかなり銘菓になっておりますが、そういった地域の特産品に対応するためにクリの育て方から変えまして、超特選栗といった品質のものを契約栽培によりまして供給することによりまして、地元の名産品とタイアップをして生産を伸ばしている例でございます。

以上、簡単でございますけれども、ご説明いたしました。

針原チーム長 ありがとうございます。

それでは、農地法改正法案あるいは担い手関係資料について、経営局の今井審議官、お願いいたします。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） それでは、私のほうから資料4と資料5を続けて説明させていただきます。

資料4は、農林水産省が今国会に農地法等の一部改正法案を提出しておりますけれども、その概要を簡単にまとめたものです。

1ページをごらんいただきたいと思います。1枚紙ですのでちょっとわかりづらいかもしれませんが、これで全体の概要を説明いたします。まず、この法律案の趣旨、目的ですけれども、一番左側の真ん中にありますけれども、食料の多くを海外に依存している我が国における国内の食料供給力を強化するということを目的に考えておきまして、そのためには、その右に矢印でありますけれども、農業生産、農業経営が展開される上で基礎的な資源としての農地を一つは確保すると、もう一つは有効利用を図っていくということをねらいにしたものでございます。

では、その農地についての現状はどうなっているかということですが、その右隣にありますけれども、真ん中にまずその全体としての、農地について我が国においては転用期待があるんだと。転用期待を反映して農地の価格水準というの、収益から見るとかなり高い価格になっているんだと。そういうことを原因といたしまして、上のほうですけれども、我が国の農地面積がピーク時の7割水準にまで減少してきているということ、一方で、規模拡大等の状況につきましては、下のほうに整理してありますが、なかなか規模拡大、担い手に対する集積が進まない、規模拡大をしても分散したままの状態が継続している。一方で、耕作放棄地がどんどんふえていると。

以上のような現状を踏まえた上で、今回の農地制度の見直しにおきましては、その右側のところの農地制度の見直しと書いてある下に、まず括弧で対象となる法律、4本でございます。農地法、よく農地法のバイパス法と言われます経営基盤強化促進法、農振法、農協法、この4本を一体的なものとして改正をして、先ほど言ったような現状に対応していくということなのです。

柱は2つ。1つは、上にありますけれども、農地面積の減少を抑制していい農地を確保していくんだということ。もう一つは、その下に整理してあります、制度の基本を所有から利用に再構築して有効利用を図っていくんだということです。

上の農地を確保するということに関しまして、中項目としての柱としては2つ。1つは

農地転用規制の厳格化ということで、法律といたしましては農地法の農地転用許可制度が該当します。あとは、右側の農振、農用地区域の農地の確保ということで、これは農振法に対応するもの。

下の農地の制度の基本を所有から利用に転換していくんだということに関連いたしましては、4つのテーマで整理しておりますけれども、まず1つ、左側の上ですけれども、農地の権利を有する者の責務の明確化としてありますが、ちょっと文章には書いてございませんけれども、農地法の1条というのは結構有名な条文でして、農地は耕作者みずから所有することを最も適当であるという、そういう目的規定がありますけれども、その規定をこの際廃止いたしまして、効率的な利用を促進するんだという目的に変えようと。変えた上で、そこにありますように、もう一つは新しく責務規定を設けまして、農地の権利を持っている者は農地を適正かつ効率的に利用する責務を有するんだというその責務規定を法律上明確に位置づけるということです。

もう一点は、その右側ですけれども、農地を利用する者の確保・拡大ということで、今回の法案におきましては、所有と利用の規制のあり方を変えまして、貸借に係る規制を大きく緩和いたしまして、農地を借りて農業に参入する人を幅広く確保していこうということにしようと考えております。

3点目は、左側の下ですけれども、それで農地の流動化がより促進されるようにしようと考えているわけですが、ただ流動化を促進するだけではなくて、その農地が担い手に面としてまとまった形で集積するような、そういう仕組みをまた導入していこうというのが3点目。

4点目は、遊休農地対策の強化ということで、別途予算措置といたしまして、既に耕作放棄地化されてしまったものについて、それを農地に戻していくという対策は、もう既に予算上の措置として行っているわけですが、ここにおきましては、今ある農地が遊休化しないように、遊休化するおそれがある場合にあらかじめ打つ手だて、そういうことだと理解していただければと思います。

以上のような内容のものが4本の法律によって行うものですが、この法律改正とは別に、その外に、その下にありますけれども、一つ農地税制の見直しというのがございます。今ご説明しましたような農地制度の見直しを前提といたしまして、農地につきましては相続税の納税猶予制度という他に例を見ないような税制上の優遇措置があるわけですが、その措置につきましては、自作農主義を反映いたしまして、相続した人がみず

からずっとその農業経営をやるというのが適用の条件になっておりまして、逆に言いますと、農地を貸すと優遇が打ち切りになるということになっていたわけですが、今回、利用ということに転換いたしまして制度をつくり直すということに合わせまして、他の者に農地を貸した場合でも耕作がされ続けるのであれば、納税猶予制度が引き続き適用を受けられるようにするというその税制上の措置とセットでこの法案を成立させたいというふうに考えております。

もう一点、これもこの法案の外の話ですが、一番下にありますように、農業委員会の適切な事務執行ということも考えております。今回の法律におきまして、農業委員会の役割というのは非常に、今まで以上に大きな役割を持つこととなりますので、その事務が的確に実施されるようなことを確保する措置をあわせて講じていこうということでございます。

その次のページに、2ページ、3ページ、4ページが、これが普通の法案を準備したときによく使ういわゆる法案の骨子的なものですけれども、これは4本の法律ごとに、また事項ごとに整理してございますので、必ずしもどこがどのように改善するのかわかりづらい面もありますので、きょうの会議用に、前回の要請も受けまして5ページに資料を新しくつくってまいりましたので、これで説明したいと思います。

この資料は、前回施策の検証ということで、担い手への農地の集積ということと優良農地の確保ということを説明いたしました。その中で浮き彫りになりました課題に対しまして、今回の農地制度の見直しにおいて、どのようにそれが対応していこうとしているのかわかるように整理したものでございます。右側の上に米印がありますけれども、措置内容のところにつきまして、二重丸が付してありますものが法律上の措置、一重丸が税制・予算・その他の措置ということで見ていただければと思います。

まず、課題といたしまして、前回農地の集積がなかなか進まないということに関連いたしまして、出し手から見た課題として、農地をもう自分ができなくなったので任せたいと思っても、なかなか任せられる人が周りにいないんだとか、任せる人を自分で探すのが手間がかかってなかなか探せないんだというような点、あとは、その下ですけれども、農地を借りてくれる人はいそうなんだけれども、あの人に貸して本当に平気だろうかという不安が先に立つんだと。特にその点、今の法律では国が買収してしまうというような規定があるんだとか、相続税の納税猶予の適用を受けている農地は貸すと猶予が打ち切られてしまうというようなこと、あとは、副業的農家でも生産の継続が可能なので、なかなか出すイ

ンセンティブが低いというような点を前回説明したと思います。

その任せたいと思っても借り手がいないということに対しましては、右側の措置内容のところですが、貸したいときに借り手を見つけられるようにするための措置を充実させていくんだという点で、法律上の措置といたしまして、耕作できなくなった農地を公的な機関に任せる仕組み、法律上は農地利用集積円滑化事業と呼びますけれども、それをすべての市町村でやっていくんだということにしている点が1点。

もう一つは、先ほどもちょっと説明いたしましたけれども、今の法制度では所有に対する統制と貸借に対する統制というのは同じ要件にしているんですけども、今度の法律におきましては貸借の規制のほうを緩和いたしましたして、借りて農業を行う受け手を幅広く確保していくんだと。その中には、括弧の中にもありますけれども、地元において非常に身近に思われる農協も、今回の農協法の改正によりまして、農協も農地を借りて農業ができるように措置しようということなのです。

左側の2つ目の黒いところに対応する、借りる人はいるけど貸すのが不安だということに対しましては、農地改革以降ずっと一貫して設けておりました小作地所有制限、一定の小作地については国が強制的に買収するという法律の条文自身を廃止するというようなことにしている。あとは、相続税の納税猶予は貸しても適用されるというような点でございます。

2ページ目ですけれども、引き続き出し手から見たときの課題ということで、これも前回いわゆる土地持ち非農家というのが非常にふえているんですというのを申し上げました。それは具体的には、仮に土地持ち非農家が、不在村の都会の生活者がその農地を相続してしまったようなときには、なかなか現場でその農地を耕してくれるような人との接点が少ないとか、あとは複数の方が共同で相続した場合に、貸し付けの合意がとれないといったような課題がございます。

それに対しましては、右側ですけれども、先ほども説明いたしましたけれども、農地利用集積円滑化事業、こういうものを措置しましたので、都会にいる人も現場に、これはすべての市町村でこの事業を行うようにしますので、地元の市町村に頼めば、あっせんだとかをしてくれる人が見つかるというように措置しようということと、下の共同相続の場合の、今は民法は、共有持ち分の2分の1超で貸し付けが可能になっているんですけども、今まで農地の中では全員合意だったんですけども、民法原則に戻して、より貸し付けがうまくできるようにしようというようなことです。

2つ目の柱は、農地の受け手のほうから見た課題ですけれども、農地の受け手から見て、もっと借りて規模拡大をしたいと思っても、分散していてなかなか経営改善につながらないので、そんな条件の悪いところは借りたくないというようなことだとか、果樹だとかお茶だとか、そういうことをやっている人から見ると、借りる場合にももっと長い期間を安定的に借りたいというような要請があるだとか、それに対しましては、右側にありますけれども、借り手が農地を使いやすいようにするための措置といたしまして、法的な措置として、これも農地利用集積円滑化事業ですけれども、この事業は、一たんプールをして、借り入れ地が面的にまとまった形で担い手に調整する仕組みですので、その集積の効果が期待できる、そういうものを法律上の措置として導入していこうということと、あとは借り手にとって長期に借りたいという場合には、今現在、貸借については民法上20年が貸借期間の上限になっておりますけれども、それを存続期間を民法の特例として50年以内ということにしようということです。

あとは、受け手から見た課題といたしまして、新規参入者からのほうから見た場合には、左側の下にありますけれども、農業を始めたいんだが、なかなか農地の情報がどこに行ったらわかるのかが、そういう情報が少ないだとか、あとは今もリースで営農する方法があるわけですけれども、なかなか手続も大変だし、どうも何か耕作放棄地みたいなものしか貸してもらえないらしいというようなことがございます。

それに対しましては、農地情報システムを整備するという予算上の措置に加えまして、今回、右側の一番下ですけれども、現在のリース制度におきましては借りられるその農地が一定の区域に限定されるわけですけれども、それを限定をとって、幅広く使ってもらえるように措置しようというふうに考えているところでございます。

その次、7ページですけれども、農地の利用調整上の課題ということで、農地の利用調整に当たりましては、農業委員会ですとか農地保有合理化法人ですとか、いろんなものが現場で調整活動に当たっているわけですけれども、その際に、どこにだれが持っている、どういうものをつくっている農地があるのかというのが一目でわかるようなものになかなかない。農地管理台帳というようなものはあるんだけれども、視覚的にぱっとわかるようなものになっていないだとか、または相続が起こったときに、だれが相続したかが的確に把握できないですとか、あとは仮登記が付されている農地が耕作放棄地化する事例が多いわけですけれども、仮登記が付されたということが農業委員会等も察知できるような仕組みになっていないですとか、あとは一たん農地をプールして再配分をする農地

保有合理化事業につきましても、昨今のような農地価格が低落傾向にある中では、またはその農地を借りる人がなかなか見つけれない段階では、保有すると、保有しているうちに農地の価格が下がってしまうですとか、保有していてもなかなか借り手が見つからないだとか、そういう保有リスクがあるのでなかなか手が出せないというような課題もあるわけですが、それに対しましては、予算上の措置といたしまして農地情報システムを整備していくということに加えて、法律上の措置として相続等によって権利を取得した者に対しまして、農業委員会にそれを届け出ると、法律上の届け出義務をかけるというようなことですか、仮登記のものに関しましては、これは法律の問題ではありませんけれども、もう既に法務省と調整をいたしまして、地元の法務局と農業委員会が連携して、仮登記が付された農地については農業委員会が把握できるようにするようなルールをつくりました。

あとは、中間保有リスクに関しましては、今までの農地保有合理化促進事業といいますのは、規模縮小農家から一たん合理化法人が所有権を持ったり利用権を持つということになるわけですが、今度の場合には、委任代理を受けて保有リスクを持たずに集積等ができるような、そういう仕組みを入れるということにしているということでございます。

8 ページ目が優良農地の確保の問題でございます。優良農地の確保の問題に関しましては、一つは左側の課題のほうですが、農地転用に係る課題といたしまして、なかなか虫食いの転用を防止して優良農地の確保をしようと思っても、公共転用等が許可除外になっているだとか、あとは耕作放棄地に係る課題といたしまして、耕作放棄地の所在がなかなかわからないですとか、そういう課題があるわけですが、それに対応いたしまして、今回の法律におきましては、優良農地の確保のための措置といたしまして、一つは農振農用地区域内の農地の除外を厳格化するというようなこと、あとは、従来は許可除外でありました病院、学校等の公共転用につきましても、法定の協議制に移行させる等の措置に加えて、違反転用があった場合には行政代執行制度をつくるですとか、罰金額を法人につきまして今300万円になっているものを1億円まで引き上げるだとか、そういった措置を講ずることにしております。

耕作放棄地に係る課題のほうに対しましては、どこに耕作放棄地があるのかわからないという問題につきましては、農業委員会が毎年その農地の状況を調査するような仕組み、あとは、所有者がわからない遊休農地があった場合に、今まではもうそういう所有者がわ

からない農地については権利に手が出せなかったわけですけれども、そういったものについて一定の手続を経れば、知事の裁定で権利設定ができるようにするだとか、あとは貸借の規制の緩和ですとか、特定農業法人制度の範囲の拡大だとか、そういうことによって農地の受け手を拡大していくということも、耕作放棄地の解消にもつながるのではないかとというようなことを考えております。

以上が法案の内容でございます。前回、今現場で生じている課題に対するものとしてはどういう措置を講じるかということですが、1点だけ、今の右、左の対比では説明し切れなかった問題が、縦長の骨子の3ページのところに、ここはもう紹介だけですけれども、上の方の(3)の続きですけれども、というところに農業生産法人制度の出資制限の改正のことが書いてございます。

農業生産法人に対する出資制限といいますのは、外部資本から農業経営が支配されないようにする、それを防止するために設けられている、それがなかなか農業経営が外部と連携をとりづらい要因にもなっているんですけれども、それを一定程度、外部からの経営支配がされない範囲内で、もう少し外部との連携がとりやすいようにするというようなことも内容としておりますけれども、右、左のところでは紹介し切れませんでしたので、最後にご紹介をしておきます。

続きまして、資料の5でございます。これは、前回何点が質問いただきましたものを整理したものでございます。簡単に説明いたします。

1ページ目は、リースで農業参入している企業の経営はどんな状況なのかというお話がございました。資料にありますとおり、昨年9月現在で参入している法人は320社。それで、320社ですけれども、制度ができて間もないということもありまして、6割以上が参入してまだ3年以内ということで間もないこともありまして、売上高がないですとか、経営が赤字だという法人がかなりあるというのが実態だということでございます。

次のページに、じゃどれくらいの規模の農業経営をやっているのかと。外部からの企業参入だというと、イメージとしては物すごい大きな経営のようにとらえられがちなんですけれども、実際といたしましては1ヘクタール未満の規模が過半、あとは、従事している人も2人以下だとか、そういうようなのが今時点での実態だということでございます。

次に3ページです。これは新規就農者について、大体どういうルートで参入しているのかという、そういうデータがあるかという指摘がありました。ここで整理していますように、農業関係の学校、研修機関の卒業者のうち何人の人が就農したかというのがわかるよ

うに整理をしてございます。

下の絵で見てもらいますと、大学の農学系から540名、道府県の農業大学校から948名、そういうふうに見ていただければいいわけですが、その数の隣にパーセントが書いてあります。卒業生に占める割合ということですが、当たり前と言えども、当たり前なんですけれども、道府県の農業大学校の卒業生の半分ぐらいは就農している。民間教育機関の過半の人も就農しているというような、ルートによって就農率が非常に違うんだというようなことはわかっていただけるかと思います。

あと4ページですが、新規就農をした人がどのぐらいの定着率になっているのか、逆に言うとどれくらい途中で離農してしまうのかがわかるかという質問がございました。これは制度として認定就農者という制度がありまして、その認定就農者について調べたアンケート調査がございましたのでここで紹介しておりますけれども、左側の下の認定就農者の離農割合という表を見ていただければ、これは平成13年、14年、15年の3カ年に就農した認定就農者を対象として調査した結果ですが、調査数が3年分で2,797ということですので、大体1年間に認定就農者で就農しているのは1,000人だと思っていただければいいと思いますが、そのうち5年以内で離農した人が7.5%、209名いましたということです。

内訳として、農家の出身者と非農家という区分で統計がアンケートがとられておりまして、農家出身者のほうが非農家出身者よりも離農の率が低かったということのようです。離農した理由は何かということで、これは一番大きな理由、一つだけを聞いているアンケートでしたけれども、農業以外の仕事をするようになったからというので、これはどうしてなったのかというのは、これ以上はちょっとわからないんですけれども、それ以外でいきますと、十分な収入が得られなかったとか、あと技術が不足していたからとか、そんなようなのもございました。

以上でございます。

針原チーム長 ありがとうございます。

以上で説明は終了いたしました。意見交換に入りたいと思います。

冒頭申し上げましたとおり、まず農地なり担い手、耕作放棄地、このパーツについて約30分から40分ぐらい議論を行い、残りの部分についてはその後行いたいと思います。どなたからでもよろしく願いいたします。

中村先生、お願いします。

中村委員 大変わかりやすい資料とご説明、ありがとうございました。

それで、今の農地法の第1条を廃止したということは非常に画期的な改正だと思うんですが、うまくこれが、本当に利用中心に進んでいくことを期待したいと思うんですけど、その上で、そのことに関係して二、三点ちょっとお伺いしたいのは、一つは、やっぱり農地というのは、これまでもずっとそうなんですけど、私有財産ですから、その私有財産を守る憲法との関係をきちんと理論武装して、これは憲法に抵触しないんだということを何か事柄が起きたときにちゃんと説明できるような、そういった理論武装はどんなふうにしておられるのかということ。

それからもう一つは、さっきは農業委員会の役割のこともおっしゃいましたけど、農業委員会もそうですが、自治体の市町村の担当者の仕事というのは、これから農地法関係は随分ふえてくるし、それから重要になってくると思うんですね。現在でもたしか耕作放棄地なんかを追跡して、だれが地権者かというようなことを自治体の権限で調査をするということは、たしか今の法律でもできることになったと思うんですね、何年か前に。ところが、実際はやっていないわけですよ、ほとんどの地域が。つまりそれは、人手が足りないということもあるし、それからそういった点についての問題意識が薄いということもあると思うんですが、そここのところの国全体を見回した体制づくりというか、それが行われることになるのかどうかということをおっしゃっていただきたいと思います。

針原チーム長 よろしく申し上げます。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） 質問の前に、我々といたしましても、今回5ページ以降で、右、左で措置内容を説明した資料に、二重丸だけじゃなくて税制・予算措置でこれからやっていこうとするものも整理させていただきましたけれども、法律の制度というのは枠組みとしてももちろんと重要なわけですが、ただその枠組みを準備しただけでうまくいくかということ、なかなかそこは地権者の意識の問題もありますので、その特に新しい仕組みの部分につきましては、実際に活用されるような呼び水的なそういう予算なり税制上の措置というのが必要なんだろうということで、新しく準備しているものも昔からやっているものも含めて、なるべく新しく措置しようとしているものを中心に整理をいたしましたけれども、その法律上の措置と予算・税制上の措置がうまく組み合わさって使われるようになっていくだろうというふうに思っております。

その上で、私有財産との関係というご指摘がありました。日本においては、憲法29条の財産権の保障が非常に強く保障されているということがよく言われるわけですが、

そういう中でも、きょう何点かご説明しましたけれども、耕作放棄地につきまして一定の手続を経て利用権が設定されるですとか、その中には、きょうもちょっとだけ説明しましたけれども、今まで所有者が不明な耕作放棄地に対しては、まさに憲法29条の財産権の保障との関係でまず手が出せなかったわけですね。ですけど、それにつきましても一定の手続を経てその利用料を、前回飯高部長が説明しましたけれども、供託をするだとか、そういう手続をとれば使うこともできるようにするというようなところで、憲法29条との関係でできるぎりぎりのところまで措置したというつもりでございます。

あとは、農業委員会のことでございますけれども、これは冒頭の1枚紙の一番下のところでちょっと触れましたように、今回の法律ができ上がりますと、例えば耕作放棄地のパトロールにしろ、新しい3条の農地としての権利移動、権利調整のところにつきましても、農業委員会の役割というのが非常に仕事がふえるわけですね。ですけども、現場の農業委員会の実態で言いますと、市町村合併が進む中で事務局体制が必ずしも充実されるわけではなくて、むしろ例えば市町村役場でいきますと、産業課という、または農林課という課とは別に、農業委員会事務局というのが置かれているわけですけども、最近では6割方は、産業課長なり農林課長さんと農業委員会の事務局長さんというのが兼務になっているというようなのが実態ですとか、農業委員の数も、市町村合併が進む中でまた数も減っていて、管内の農地面積と農業委員で割ったときの1人当たりの担当するというか、そういう農地の面積が非常に負担が大きくなっているだとか、そういうのが実態です。

ですから、我々といたしましては、活動を応援するための予算上の措置ももちろん可能な限りやっ払いこうと考えていますけれども、それに加えて、例えば許可、不許可の判断をする際にも、今まで、とにかく現場の実情に合わせて農業委員会でよく相談しながら判断してくださいと言っていたようなものについても、もう少しマニュアル化をして、こういう場合はだめなんだとか、こういう場合はいいんだとか、そういった従来やっていた指導をもう少し農業委員会の人たちが新しい制度を運用しやすいような、そういったところについても、法律の施行までにはちょっともう一度見直しをして運用しやすいような、そんなこともやっ払いかなければいけないのかなというようなことを考えております。

針原チーム長 ありがとうございます。

中身と実態、両方大事だという話でございますが、ほかに。

大泉先生。

大泉委員 よくやられているなという感じはするんですが、特に1条で責務規定を入れ

たというのは、入れられないというふうなことを盛んにおっしゃっていた割には簡単に入ったなというふうな気がするんですけど。

幾つかお伺いしたいのは、一つは、話を伺っていると、転用を規制していこうという姿勢は農水省内部にもかなり強くあるような印象を受けるんですね。法律でも転用期待の抑制、転用規制に関してのシステムというのは結構できているのかなというふうに思います。

それと同時に、仮登記の話も法務局と連携するということで、これも非常にいい話なんだろうというふうに思うんですが、先般お話があったのは、農業委員会での業務で1割ぐらいが何か不適切な執行をしていたというお話がありましたよね。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） 県ですよ、転用の許可。

大泉委員 県ですか。そうすると、農業会議になるんですかね、県そのものの行政になるんですかね。それに対する評価というのだとか、あるいはその市町村でのマニュアルをつくって農業委員会の業務がやりやすいようにするというお話でしたが、そうした農業委員会に対する評価というのはどういうふうにするのかなというふうなのが若干気になっているんですけどね。

というのは、結構今農業の活性化のために転用をするという、そうしたことがあちこちで見受けられて、それで、じゃ農業の活性化と転用とどういうふうに結びつくんだという、農家の雇用がふえる可能性があるとかいう文章がまことしやかに出てくる。そして、それが通っちゃうということがあったりするんで、そうしたことに対するチェック機能が重要なのかなというふうに思うんですが、私がひとつお伺いしたかったのは、その転用のほうではなくて流動化の推進なんですけど、新たに農地利用集積円滑化事業というのをおつくりになるという、これはどのように機能するのかよくわからないんですけど、合理化事業を中間保有機能をなくして、それで今までどおりやるという話なのかどうか、その辺がちょっと見えなかったんですけどね。

それで、この中身と関連するのかわからないんですが、どうも流動化を推進する手法が、農地税制の見直しは、これはよく機能する手法だと思うんですね。税制が改正されると、結構農地を出してくるという人たちがいるんだろうというふうに思います。ですから、これはよく機能するんだろうと思うんですが、ほかにもっと推進するための仕組みが果たしてどういうふうになるのかなと。今までの農地流動化政策と変わるのか変わらないのか。

確かに、小作地の所有制限をなくして安心して貸し付けられるよという話があるんで、

農家にとってはそれがきくのかどうかよくわかりませんが、意外ともう法律のあるなしにかかわらず、潜在的に農地を貸したくないというふうなところがあるから余りきかないのかもしれないんですが、ちょっとそうした意味からいうと、特定法人貸し付け制度とそれから農業生産法人の規制緩和というのが、外部から入ってくる農地流動化を推進する一つの大きな手法になっていますが、これに関しては、法人化に関しては先ほどご説明がありましたけど、特定法人貸し付け制度に関しては対象市町村を拡大するような指導をするのか、あるいはそうしたムーブメントをつくっていくのかどうかですね。

それで、耕作放棄地に限らないというふうなことで確かに広げてはいるんですけど、ただ東北地方でも、例えば青森は結構やっているけど、秋田は余りやっていないとか、その県によって差があるんで、そういうことに対するムーブメントづくりというのはどういうふうになるのかなというふうなことで、流動化を進める際に、その手法がこういう中に見えるのかなという、ちょっと見えないなという気がしているんですけども、もしも何かあれば説明を。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） 1点目は、整理の問題ということで、改めて整理をしますと、農業委員会と県の役割分担ですけれども、農地を農地として利用する、そういう点での調整は、農地法の条文でいきますと3条ということになりますけれども、それは農業委員会がやると。それで、農地を農地以外のものにする、その農業外との調整は、面積にもよりますけれども、県知事と大臣がやるというのが分担でございます。農業委員会につきましては、その農地を農地として利用する調整に加えまして、それと表裏一体のものとして耕作放棄地にならないかというようなパトロールですとか、そういうことをやっているということでございます。

それで、円滑化事業の本質は何なんだというご指摘がありましたけれども、合理化事業は、要は転貸転売方式ですから、間に中間保有をして一たん所有権を持って、また利用権を法人自体が持って、それを再配分するという機能を持っていたわけですけれども、引き続きその事業もできるように措置してありますけれども、一たん持つと、農地が価格が下落傾向にあたりすると保有のリスクがありますので、そのリスクをとりたくないという場合も最近非常に多くなっていますので、そこについては委任代理で、町の不動産屋さんの、ここにいい出物がありますよというのをつないであげて、自分としては権利を一たん保有しない、そういうやり方を付加する。付加した上で、今は各県庁所在地に、各県に県公社というのがありますが、市町村段階の合理化法人というのは任意設置でした

けれども、これからは市町村段階の円滑化事業をやる組織はすべての市町村段階に設置するというのでやるということで、機能が充実するという面と、設置がまさに全国展開するということだと思っていただければと思います。

あとは、税のほかにもっと推進するための手法は何を考えているのかということですが、これは何点かきょうの資料の中にもありますけれども、伝統的な農地流動化奨励金と言われていたようなそういう、ただ、面的にまとまった形で一定の集積が行われる場合の成功報酬的な交付金を交付するということは考えております。

もう一点は、先ほど、先生は多分少し誤解されているということだと思んですが、今回のこの改正で特定法人貸し付け制度というやつはなくします。ですから、まさに全国展開をしますので、すべての市町村で今は耕作放棄地あるいは耕作放棄地になる区域、そういう対象の区域を市町村が定めて、そこにはリースで入ってこられるということにしてありますけれども、その設定していない市町村もかなりあるわけですね、先生がおっしゃったように。でも今回は、もうその貸借に限っては非常に緩めますので、それはすべての市町村で緩めるということにしていますので、その見返りといったしまして、従来、特区の全国展開としてやっていた特定法人貸し付けの事業は発展的に解消するという、なくなるというんですかね。

逆に言いますと、どういうふうにやって使われるようにするのかというと、その借りて農業参入しようと思ったときに、あそこはだめなんだとか、そういう制約がなくなるということも非常に大きいのではないのかなと。それに加えて、この中でも整理していますように、相談窓口を設定をして、いろいろあっせんだとかがしてもらいやすいようなことですか、あとはどこにどんな出物があるのかというこちらからの情報提供が統一的に行われるような、そういう予算上の措置というのをあわせてやっていこうということでございます。

大泉委員 そうすると、確かにその特定法人貸し付け制度がなくなって、それが全国展開するというのは、特区制度の趣旨からいってもそうなるんだろうと思うんですが、何がよかったかというと、市町村のプロモーションがあったということなんですよ。それで、プロモーションがあって、うちのこの地域の農地は貸せるよということを市町村がいろんな人たちにプロモーションできた。だけど、それは全国展開になるとその保証がなくなって、全国でやっているんだからどこの町村も同じだというふうなことで、逆に推進が弱くなるということは考えられないんですかね。それは、何か水が薄まっちゃうような印象

を受けるんですけど、やっぱり誤解なんですか。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局）　そこは、もう少し我々も現場の実態、参入をした人の立場から見た制度がどういうものであったのか、受け入れた側から見たときの制度がどういうものであったのかというのをもう少し検証しないといけないと思うんですけども、一般的には、参入しようとする人から見ると、耕作放棄地、条件の悪い土地しか貸してもらえないだとか、あの市町村はいいと言われるけれども、この市町村はだめなんだということで、市町村側の立場に立ったプロモーションというよりは、入ろうとしている人にとっての障害として受けとめられていた要素のほうが大きいんじゃないのかなというような感じもしているんですけども。

大泉委員　そうですか。だけど、あの制度では、もう入ってくるところは耕作放棄地に限るということよりも、優良農地にまで拡大していますよね、もう既に。そうした意味からすると、市町村間では耕作放棄地だけを提供するところにはもう入ってこないぞというのが共通認識になっていて、もっと担い手に入ってきてもらうためには優良農地もやらなきゃいけないという、そういう意識変化が多分市町村にはあるんじゃないでしょうかね。

だから、結局同じことを言っているのかもしれないんだけど、要はやる気のある市町村とそうでない市町村の競争関係が全国一律にしちゃうとつくれなくなっちゃうと、逆に。これはお役所ですべてこういうことをやらなきゃいけないんだよという話になっちゃうと、その辺の心配がありはしないかというふうなことなんですけど、それはそれでもう大体法律の中身はわかりました。

それで、あと奨励金をつけていくというのも、これはいいことだと思いますし、それからもう一つあれなのは、コーディネーターが一生懸命何かやるという話が昔ありましたけど、あれは一体、農地流動化を推進するための民間コーディネーターみたいなのは一体どこへ行ったのか。やっぱり農業委員会の人か公的に、あるいは市町村の役場職員が公的にやるだけなのかどうか、その辺をちょっとお伺いして、私の質問はそれで終わりにしたいと思います。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局）　これも、ちょっと時間の関係ではしよってしまっただんですけども、右、左の資料の7ページの農地の利用調整上の課題の一番下のところに書いてございます。これも予算措置してございますけれども、要はこの面的にまとまった形での円滑化事業を入れるに合わせまして、まさにその調整をしてくれるコーディネーターの設置の費用というのもやろうと思っていますので、これは、ですから既存

の組織としてある農業委員会とは別の活動員に対する支援ということが措置されると理解していただければと思います。

大泉委員 わかりました。

針原チーム長 そのほか。

鈴木先生、お願いします。

鈴木委員 大泉先生の前段の話と同じことなんですが、農地法の本体を直したというのは確かに画期的な部分があるかもしれませんが、既に所有から利用へという流れはバイパスでもう前から随分進めてきた部分でございますので、今回、参入がしやすくなるとか、転用規制を強化するという点ではかなり違ってきた部分もあるかと思いますが、今回の改正で流動化が本当に画期的に進むかどうかという点については、そんなに流れを変えることができるのかどうか、あまり期待できないのではないかという意見も多く聞いております。

そういう意味で、もう既にお答えはいただいたかと思いますが、実効性の確保について、いろんな予算措置も含めてさらに拡充していただきたいということをコメントとして申し上げておきます。

針原チーム長 今、3人の先生の共通のご指摘は、法律的な枠組みとしてはかなり突っ込んで、かなり限界まで来ているかもしれないけれども、問題は現場での実行ということが共通して言えたかと思います。

今回の説明は、このチームの課題といいますかタスクの相当広い範囲をカバーしております。担い手の育成もそうですし、新規参入、優良農地の問題、そういうような農業という産業の人、農地、この面についてのどんどん中核的な論点になろうかと思います。

今までの整理のために私からもちょっとご質問したいんですが、株式会社の参入ということが何回かこのチームでも議論されましたが、その面については、今回のところでどう整理されているのかということですね、株式会社参入問題。

それからもう一つ、耕作放棄の解消というところは、これはソフト面も加わって、石破大臣のプレゼンテーションで耕作放棄地解消プロジェクトというものもあるんですが、これも法律とソフトが一体となって現場で進めるというあれなんで、これも少しちょっと紹介していただければと思います。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） 株式会社の参入ということですがけれども、今回の法律改正は、先ほどもちょっと説明しましたけれども、従来は所有と利用の統制の

あり方は同じ要件で統制していたわけですがけれども、今度の法改正では、所有権を取得するに当たっての要件は従来どおり厳しいんですけれども、利用権を取得して農業に参入する者については大幅に緩和するということになっております。

緩和して入ってくるものについては、別に何も株式会社だけに限ったことではなくて、従来いろいろ農業に常時従事するだとか、いろいろうるさいことを言っていたやつをかなり緩やかにして、やるのであれば法人形態に関係なく幅広く入ってこられるようにする。

その一つのあれとしては、また農協も従来は農業経営はできないんだとされてきたのを、利用権を持って組合員の合意を得てやるのであれば農協も入れるようにするというので、株式会社だけではなくて、株式会社も含めて、利用の形で農業をやろうとする人についてはうんと幅広く入れるようにするというのが1点。

あとは、右、左の表ではなくて、最後に骨子のところで説明しましたけれども、もう一つの株式会社といいますか外部との関係でいきますと、出資制限を農外資本から経営が支援されないようにという観点からできていた、非常に厳しく守られていた出資制限について、支配されないというところは担保しながらも、今まで以上に農業経営と外部とのいろんな加工会社だとか流通業者だとか、そういう人たちとの連携がやりやすいようにしているというのもポイントの一つではないかと思えます。

2点目は、何を説明すればいいんでしょう。

針原チーム長 この資料を説明していただければと思います。耕作放棄地解消プロジェクトについてどのように考えておられるのか。

三浦農村振興局農村政策部農村計画課長 それでは、資料の2の5ページ、耕作放棄地解消プロジェクトですがけれども、一番上にありますように、耕作放棄地を要は解消していくときに、地主が基本的に何らかの理由があって放棄しているの、だれがそれを使うのか。それから、土地の状況が今時点でどうなっているのか。すぐ使えるのか、何か手を入れなきゃいけないのか。それから、そこに何を植えるのかといったいろんなことを一遍に解決しないと、最終的には解消しないということでもあります。

それで、左の緑色のところは、今ご説明しました今回の農地法の改正の中で耕作放棄地対策の強化ですとか、今ほど話のありました農地を利用する者の確保・拡大ということで、まず制度的に、少しでもこういった耕作放棄地を使おうというふうに直せるところは直すということでございます。

当然、制度だけ変えてもなかなか解消の取り組みというのは進みませんので、右の青色

の地域の取り組みに対する支援というところですが、荒廃状況とか権利関係を調査して農地利用調整、これは今回の法律で入れております面的集積の仕組み、そういったものも改正後は活用できると思いますけど、そういったものも活用しながら権利調整を行っていく。その上で、だれがやるかというのが決まれば、あとは少しハード面で再生作業とか土壌改良とか、あと長らく使っていなかった土地ですので、営農定着のため取り組みとか、そういったものも支援していくと。

また、もともと水田であった土地については、水田フル活用に向けた支援というのを別途やっておりますので、これとも連携をしながら、要は予算面でもこういった地元の取り組みというものが推進されるように考えていきたいということでございます。

また、耕作放棄地の中には、もう既に林地化してしまって、農地として使うというのは無理だということもありますので、そういったものについては施設整備みたいなものも対象にしていくということでございます。

ただ、こういったことをやるにつきましては、当然いろんな関係機関が連携しないとできませんので、一番下の赤いところですが、農地情報の共有、合意形成というものをやった上で、先ほど来話が出てます農地の利用調整、そして再生作業、作物作付と。これはなかなか、一遍に進む場合もあるでしょうけれども、時間がかかる場合もあるかと思います。そういったものをある程度、今、平成23年度ということを目標にしておりますけれども、期限を切って、その間には解消のめどが立つようにということを進めるということでございます。

針原チーム長 追加してご質問しますが、耕作放棄地39万ヘクタールをいつまでにどのようにされるという計画になっているのか、お持ちなのかどうかということもお教えいただきたいんですが。

三浦農村振興局農村政策部農村計画課長 これは昨年の骨太で、平成23年度を目途に、農業上重要な地域と言っておりますけれども、農振の農用区域内の耕作放棄地を中心に解消をします。その解消の仕方としては食料供給力の向上ということで、営農再開というのに極力持っていく方向でやりますけれども、状況によっては非農地ということで農業的利用をしないという場合もあり得るということを進めております。

針原チーム長 ありがとうございます。

いつまでに何をということ、我々のチームの課題になるのかもかもしれません。紹介だけしておきます。

鈴木先生、どうぞ。

鈴木委員 今の点に関連して、言わずもがなではありますけれども、耕作放棄になっている理由、背景という部分は、例えば中山間で品目横断の個別の規模にも達しないし集落営農もできなくて、それでそういうものとはほとんど別世界になってしまっているとか、それから米ならつくれるけれども、生産調整でつけれないとか、米価が下がり過ぎてもうからないとか、そういうふうなことが折り重なって出てきているわけですので、そういう根本的な原因の部分を全体として整理しないと、物理的に耕作放棄だけをなくすというふうなイメージではとてもできないんじゃないかなと感じております。

針原チーム長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。梅溪さん、どうぞ。

梅溪内閣府大臣官房審議官 2点、今後どうなるのかとかどうなりそうかというお考えを持っていらっしゃるのかお伺いしたいと思うんですが、1点目は、大泉先生がご指摘された株式会社のリース方式による参入の件なんですが、資料の5の2ページでこれまでの実績が、このように1ヘクタール未満のが半分ぐらいの借り受け面積であって、従事者が2人以下が56%だという、こういうデータがあるんですが、これはやっぱりこのデータによってリース参入が余り人気がないとか、しょせん余りメリットがないものだというふうに理解するのではないと思うんですね。これは、今までの制度のもとではこういう結果になっていたということなんで、先ほど今井審議官がご説明されましたが、今後は原則賃借が自由化されるということなので、こういう姿は大分変わってくるのではないかと考えているんですが、そういう考えをお持ちかどうかというのをお伺いしたいというのが1点目です。

2点目は、中村先生が冒頭ご指摘されていた遊休農地の解消に関する現状の措置の取り組みについて今後どうなるかというのをお伺いしたいと思います。39万ヘクタールの耕作放棄地があって、現在の農業経営基盤強化促進法における遊休農地の措置に関する実績と、ちょっとデータは古いんですが、私は手元に持っております。農業委員会が指導したというのは、例えば平成17年では1,500ヘクタールぐらいしかなくて、その39万ヘクタールある耕作放棄地に、平成17年では1,500ヘクタールしか農業委員会が指導をしていない。

それで、農業委員会の指導の上には市町村長が通知をすとか勧告するとかいうランクがあって、そこはほんの少ししかやられていない。例えば平成12年でも、市町村長が勧告

したのは2ヘクタールほどしかない。さらにその上は買い入れを協議するとか合理化法人による買い入れをするということが、現状の枠組みでも買い入れはできるということになっているんですが、そこまでは一切行っていない。これは、先ほど今井審議官からご説明がありましたが、私有財産だから手がつけれないとか、そういったものでは説明できないような要因もあるんじゃないかと思います。

それで、新しい農地法で農業委員会の役割も今回強化するということではありましたが、今後、こういう遊休農地への取り組みについてはどのような展開になるのかということをお教えいただければと思います。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） だんだん質問が難しくなってくるのであれなんですけれども、まず今後はどういうふうになると見込んでいるのかというお尋ねですけれども、前回、担い手への農地の集積というテーマと優良農地の確保というテーマでご説明をいたしましたけれども、その中で説明しましたように、それぞれ今政策目標を持っています。

例えば、流動化のほうでいきますと、担い手に量としてどれくらい集めるんだ、そのうちのどのくらいを面として面的集積をさせるんだとか、あとは企業参入ですね。今、きょうは、きょうの時点で320ということでご説明しましたけれども、目標としては500を農外からの参入、数としてやるんだというのを持っておりまして、今回の法案の内容につきましても、右、左のものできょう説明しましたように、今の時点で用意されている法的措置だと、なかなか今持っている政策目標にたどり着かないんじゃないのか、もっと加速化をしていく必要があるんじゃないのか。そのためにどんなことができるのかというので措置しているものもありますので、まずは今度用意したものを使って、今まである目標にたどり着くように一生懸命やってみると。

それで、ふたをあけてみたら非常に使い勝手がよくてということになれば、ちょうどまた来年の3月が基本計画の見直しの時期ですので、その目標の設定の水準を今のままの延長線でいいのか、もう少し目標自体を加速化させていくのかというのは、これからの検討の中でまた考えていくということじゃないかと思います。

それで、あと、企業参入のやつについては、きょう説明しましたけれども、その規模が比較的小さいだとか赤字が多いだとか、だからだめなんだということでは全くなく、今入っているのはこういう状態ですと。これからは、これも運用してみないとわからないんですけれども、今度の措置によって、制度的にはもっと幅広い人たちが農外から入ってこら

れるようになりますので、そうした中で、例えば規模だとか目的だとかも異なってくると
思いますので、そこは実績をよく見ていくということじゃないかと思います。

あとは、遊休農地のやつに関しては、これはなかなかいろんな要因があって、今まで手
が出せなかったとか動かせなかったというところがあって、一つはやっぱり、これも
前回資料の中で説明したと思いますけれども、どこにあるのかわからないというのが結構
多かったんですね。市町村の管内であってもどこに遊休農地があるのか、耕作放棄地があ
るのか、把握がなかなかし切れていないというのがあって、その点については、今度の法
律の中でちゃんと把握できるようにしますし、農業委員会が自分で把握できないときにも、
農家だとかほかの団体から、あそこにあるよという通報もできるような仕組みにもしてい
ますので、その把握するという観点ではやりやすくなるんじゃないのかと。

あとは、これまでは、例えば遊休農地、耕作放棄地と認定されると、余り例はよくない
のかもしれませんが、例えば相続税の納税猶予制度については適用がとまるという
ようなことになっているんですけれども、でも貸すわけにはいかないというような制度に
なっていたのが、今度は貸しても打ち切りにならないということになれば、貸せばとまっ
てしまうので、何か荒れた状態でもとにかく自分でやっていなきゃいけないんだというよ
うな、そういうものが取り除かれるというような面もあるのかなと。

いずれにしても、そういうものに加えて、あとはもう少しマニュアル化をして要は当て
はめて、余り自分の裁量で判断しなくても、こういうときにはこういう通知を出すんだと
いうようなほうにもう少し持っていったらなというようなことを今の段階では考えていま
す。

大泉委員 関連してなんですが、農業委員会の勧告が非常に少ないということはいろい
ろな理由が言われていますけど、今度責務を設けたということは勧告しやすくなるという
ことを考えられているんですか、農業委員会がもっと勧告を頻繁に出せるように。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） 責務規定が、直ちにその責務規定から連動
して勧告が出しやすくなるということではないんですけれども、全体として法律自体は利
用を徹底していくんだということで、新しい制度を貫いていこうということにしています
ので、法律全体の意思としては、勧告がやりやすい方向に向いているということだとは思
います。

針原チーム長 ほかの方、どうでしょうか。

この問題、先ほど申しましたように、このチームの根幹的な論点でございますので、何

回もやらなければいけないことだろうと思いますので、時間が少なくなっておりますので、これからは農地関係でも結構ですし、そのほかの論点でも結構でございますのでお願いいたします。

大泉先生。

大泉委員 先ほどの野菜加工・業務用への取り組みについてのご説明なんですが、先般小栗さんから質問があってこれが出てきたんだろうというふうに思いますが、気になっているのは国産と輸入の代替関係で、野菜は実は余り減額していないんですよね、生産額が。じゃなかったでしたっけ。それで、減っているのが畜産で、それから輸入がふえているのがその他。その他というのが何かという質問に対しては穀物で、トウモロコシや大豆や、それが3兆円くらいあるんですよね。3兆円というと、日本の農業産出額の40%がそうしたもので占められていて、それでむしろ畜産がなぜ減ったかとか、あるいはその他がなぜこんなに入ってくるのか、あるいは国産品がその他に対抗できるためにはどうしたらいいのかといったあたりが、本来議論としては必要になってくるのではないんだろうかなというふうに思うんですが、それが1つ。

それから、先ほどのご説明でサプライチェーンの構築とおっしゃっていますが、これは通常使われているサプライチェーンじゃなくて供給体制ぐらいの意味ですね。サプライチェーンモデルだとか何かと意識しちゃうんだけど。そうした中にマッチング機能をビジネスとして展開するんだったら、いろんなソリューションがここへ出てきているのはそのとおりだというふうに思うんですが、ただそうしたソリューションが、先ほど申し上げたような、その他で穀物だとか何か輸入がふえているだとか、あるいは畜産が減っているだとかといったあたりでも、できるのかできないのかというあたりは意外と重要なんじゃないかなという気がして、もしもこれ、すぐこの場で答えなくても結構なんですけど、そういう問題意識を持っているということなんですけどね。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 1点、ちょっと畜産のことは置くとしますと、やはり野菜とか果汁について結構加工場がふえて、それに対して輸入がふえているということはかなり明示的に明らかだと思っています。畜産の場合ですと、肉と加工品とか、ちょっとかなり複雑な形になると思うんで、ちょっと私自身も直接担当じゃないんでうまくご説明できないかもしれませんが。

あと輸入が、原料がふえているということになると、まさにえさの問題ということになると、そこはまた畜産との絡みになる部分かなというふうに思います。

大泉委員 えさと言っちゃっていいんですが、その他は。なければいいです。結構大事な問題だということだけをちょっと言っておきたかったんです。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） この前も一度ご説明をしたんですけれども、多い順番からいえば、トウモロコシが、例えば2007年が4,500億ぐらいありますけど、これが2003年には2,780億ぐらいでしたので、それは数字的にはふえております。

次はたばこになりますので、ちょっとこれは議論の余りギロンになるかと思えますけれども、その次は、果実はその他の範疇に。

大泉委員 大豆だとか小麦なんじゃないでしょうか。別にそれは個別にはどうでもいいんですけど、そういう構造があるという認識を、じゃそこをどうするのかという議論に次に結びつけたいだけの話なんですけどね。

針原チーム長 この問題、農業所得の問題で先ほどかなりあったので、一つ項目を立てて整理しているんですが、品目別に、例えば畜産の5,000億というのは、バブルがはじけて一遍に価格が下がってしまったという分析がされていたと思えますし、野菜は5,000億下がっている、ここは流通・加工のところで輸入品がふえたという分析をされていたと思えます。米は価格も量も双方減って、これが一番大きなダメージを受けているというようなことで、これは品目ごとに、所得は $P \times Q - C$ といいですか、そういうような式であらわせられると思うんですが、品目ごとにその3つの要素、価格と量とコストと、これを組み合わせて、生産ベースの所得というのはどういうふうにして戦略的に伸ばすのかということ一度農水省に出していただく必要があるかと思えます。それで、今後の増加のシナリオが書けるのかどうかということ議論したいと思えます。ぜひお願いします。

それから、今のその他の問題も、結構輸入のその他が大きいとすれば、その際に資料を一度出していただければと思えます。

どうぞございますか。じゃ、迫田さん、石黒さん、その順番で。

迫田財務省主計局総務課長 農地のお話は非常に大事なお話だと思っていて、非常にきょうはきちっと整理をしていただいていたと思えます。法律ですべて解決するというわけじゃないと思えますけれども、法律の器としては随分踏み込んだ中身だろうと思えますので、ぜひこの古くて新しい農地の問題についてきちっと成果が出るようなことをほかの法律以外のツールも使ってよくやっていただくことが必要だろうと思っています。

最前から各先生から出ていますように、やっぱり現場で実際にどうワークするかという話が非常に重要だろうと思えますので、その辺もぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

それとの関係で、やっぱり耕作放棄地をどうするかという話は非常に大事なんで、針原さんがおっしゃったように、また何回もこれは議論するようなことになるんだらうと思うんですね。恐らくどこかから急に耕作放棄地ってふえてきたというわけではなくて、傾向的にずっとふえてきているというのが実態なんであって、どこかの施策が変わったから、急にそこからふえ始めたということでは多分ないんだらうと思うんですね。恐らく担い手の話、高齢化の話というふうなものがずっと前から伏在をしていて、それで傾向的にずっと出てきているということなんだらうと思うんで、恐らく耕作放棄地の話は、農地の話でもあるでしょうし担い手の話でもあるというふうなつながり方になるんだらうと思うんです。

それで、ついでに石破大臣が経済財政諮問会議でおっしゃったというふうな話がある資料の1ページで、耕作放棄地に太陽光パネル設置というのが書いてありますけれども、これは農水省としては本腰を入れて推進をされるおつもりなのかどうかというのをまず素朴な質問としてお伺いをしたいというふうに思います。またその後少し続けたいと思いますけど。

今城大臣官房政策課長 耕作放棄地、39万ヘクタールを全部農地に戻せるかという問題は、これは非常にあると思います。先ほど来お話に出ているとおり、まず農用地区域の今後とも農用地として利用すべき区域、これを優先して解消していくという方針でございます。逆に言うと、山に戻したり、使えない農地というものもあろうかということで、それをいかに使えるかという一つの方策して、そういうところもないわけではないところがございまして、例示としてお示ししたということで、これを例えば4万ヘクタールを目掛けて来年からどうするというところでも、ちょっとまだそこには到達していないというのが正直なところでございます。

迫田財務省主計局総務課長 恐らく耕作放棄地の問題というのは、いろんな意味での環境というふうな話につながってくるんだらうと思うんですね。つまり、荒れたままにしていると周辺の農地に影響が出てしまうとか、あるいは災害につながりかねないとか、そういうふうな観点なんだらうと思うんですね。そういう意味で、どういうふうに、今、生じつつあるデメリットを解消していくかというふうな観点なんだらうと思います。太陽光パネル設置を全否定するつもりもありませんけれども、ただ随分思い切ったお話だなと思ってお伺いをしたわけでありまして。

それで、今井さんにちょっとお聞きしたいんですけれども、リース方式により農業参入

した企業等ってありますね。これは農業というんですけれども、作目は何なんですか。恐らく米じゃないんだろと思うんですけれども、野菜とか果樹とか、野菜かなと思いますけど、何かわかりますでしょうか。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） ご指摘のように、部門でいきますと、一番多いのは野菜ですね。その次は米麦、その次が果樹、あと複合もあるんですけれども、単品でいきますと、野菜が4割で、次が米麦で17%、果樹が16%、そんな感じです。

迫田財務省主計局総務課長 農地とかに限らず、ちょっと全体的な印象というかコメントをさせていただきたいと思うんですけれども、恐らくこのヒアリング等を通じて明らかになった論点とかというのを改めて読みますと、幾つかおぼろげながらその話が浮かび上がってくるんだろと思うんですけど、やっぱり米とそれ以外というのは随分違うんじゃないかなというのがもうほぼ明らかなんじゃないかと思うんですね。

やっぱりさっきの野菜等の加工の事例、これは野菜等ですから、あえて入れていないのかもしれないけれども、恐らく米でそういうふうな加工でうまくいくという話はなかなか難しいんじゃないかと思います。そうすると、やっぱり農業を産業としてとらえれば、もう売れるものをつくるという物すごい基本的な心理に戻るんだろと思うんで、それは恐らく野菜であったりとか果樹であったりというふうなことであれば、いろんなアプローチができるのではないかというふうなことなんだろうと思うんですね。

一方、米だと、いわば足りないという状況じゃなくて、作り過ぎてどうしようかというふうなことになっているということであるとすれば、やはり米も売れるものをつくるということしかあり得ないんであって、売れないものをつくれれば価格は下がるし、だれかがどこかで保管をしなくちゃいけないと、それにまたコストがかかるというふうなことなんだろうと思うんです。

そのあたりのことを今までいろいろ議論させていただいたことをもとにしながら、またさらに議論を深めたいというふうに思っております。

とりあえず印象としてコメントさせていただきます。

針原チーム長 ありがとうございます。

何かありますか。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 今後の品目ごとの戦略というふうな話が先ほどございましたけど、一応前回のご説明をしたときに、生産額が減ってきた中において課題というふうな形で、例えば麦であれば品質をよくするとか、大豆についてはやはり安定供

給が最大の課題であるとか、それぞれそれなりの整理をしておるわけでありまして、特にそういった意味で、前回のご指摘の中で野菜と果樹につきましては、特に輸入に置きかえつつある加工用について、何とか頑張っていくという方策を頑張っていきたいというのが、今回のご説明の趣旨でございます。

針原チーム長 それを含めて、これまで原因分析が主だったような感じがしますので、もう少し戦略的な話として整理していただければと思います。

石黒さん、お願いします。

石黒経済産業省大臣官房審議官 迫田さんがご指摘になったことと大分かぶっちゃったんで、本当に簡単に、感想めいた話をちょっと申し上げます。

2年前にも農商工連携なんかでちょっと農水省さんと議論させていただいたときに、農地法のネックというのが非常にあって、そのころの議論から振り返れば大変な進歩だと思っております。これである意味で、実際に本当に、先ほど来から出ているとおり、現場が進むということになれば大変な成果が出てくると思います。そういう意味で、いかに集約化、集積していくかというあたりがポイントだと思うんで、ぜひよろしく願いできればなと。

それから、我々からすると、そこにうまく企業参入みたいなものと組み合わせていただけると、また新しいビジネスモデルが出てくるんじゃないかと思っております。それで、実は私がちょっとよく思うのは、結局農業の場合も、この前も申し上げた無駄、むら、無理の話なんです。生産要素の例えば稼働率をいかに平準化させるか。簡単に言えば、労働力をどういうふうにして平準化させていくとか、それからあるいは価格と需要のポラビリティをどうやって平準化していくとかいところが、結局のところは強い農業をつくっていく上でのポイントなんだろうと思うんですね。そういう意味で見ていくと、余りにも今までの農業というのはつくるだけとかいうようなことになっていたんじゃないかなと。

そういう意味で、小栗審議官のほうからきょうご説明があった資料の中を読ませていただいている、いろんな試みがあるんだなと。それで、私も実は迫田さんと同じ感想を持って、米についてこれはないのかというのがもう一つの話でして、私も農商工連携をやっていて、本当に野菜とか果樹なんかに関してはいろいろと今言ったポラビリティを、かなりさまざまな作物をつくったりなんたりしながら、あるいは生産地と供給、マーケットを結びつけて加工してやっているというのはよく目にさせていただいて、先ほど言いました、

まさしくいろんな要素の平準化みたいなことをされてもうけておられると。ところが、米についてこういう例があるのかなというのが一つ素朴な疑問で、今別に、もう時間ですからあれなんですけど、多分そこが最後、残ってくる課題なんだろうなというのが私もちょっと感じたことなんで、今すぐ何か、米でもこんな取り組みがありますよというお話があれば、もちろんお聞かせいただければいいんですけど、後日でも結構なんですけど、またその辺、議論させていただければと思います。

針原チーム長 米については、ちょっと順を追ってやる中で、確かにこのメンバーの共通の理解として、どうも米のことをどのように処方せんをとっていくかというのが最後に残された課題になるような気もしているんだろうと思うんです。その点も、きょうは結構ですので、やはりきちんとしたデータと資料に基づいて議論したいと思いますので、ぜひ用意してください。

大泉先生。

大泉委員 小麦、大豆、飼料作物が一体化するのもかもしれないですね、米に限らず。

針原チーム長 そういう意味では、土地利用型ということになるのかもしれない。

ほか、どうぞございますか。

予定の時刻も参りましたので、本日はこのところでお許しいただきたいと思います。

次回は、前回、もう少しさらに議論を深めるのを前提として、追加してヒアリングをしたいというお申し出もありましたので、ヒアリングの回に当てたいと思います。

次回も、きょうこれまでの議論を整理した紙を冒頭私が紹介しましたが、本日の議論をそれにつけ加える資料をお願いしたいと思います。その際に、今の資料は指摘されたことを生に近い形で書いておりましたので、議論しやすいように幾つかのキーワードとかポイントに分けて、もう少し縮めて紹介しやすいようにして再整理していただければ、議論がさらに進むのかなと思っております。あくまでもそれはまだ我々の議論の素材でございますから、議論をしながらまとめていきたいと思っております。

次回のスケジュールでございますが、3月24日火曜日18時から2時間を予定しております。後刻、文書にてご案内申し上げます。

このチームが受けている使命というのは、幾つかの段階がございますが、最初の使命としては、農政改革そのものの中身をまず詰めるというよりも、その検討の方向を4月の前半までに明らかにしてほしい、検討の方向を明らかにしてほしいということでございます。

24日以降の日程はまだ決まっておりますが、具体的な日程を調整しながら、また進め

方についてもお諮りしながら議論を進めていきたいと思ひます。

場合によっては集中的な議論も必要になるかと思ひますが、その際にメンバー全員がそ
ろわなくても書面による参加も含めて柔軟に対応していきたいと思ひますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

ありがとうございました。

午後7時04分閉会